

## ○益田市附属機関設置条例（一部抜粋）

平成25年3月28日

益田市条例第13号

改正 平成25年12月25日条例第26号

平成26年3月28日条例第5号

平成27年3月31日条例第8号

平成28年3月25日条例第11号

平成28年9月23日条例第43号

平成29年3月28日条例第4号

平成30年3月26日条例第5号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置等）

第2条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担当事務、委員の定数及び構成、任期並びに表決方法については、同表に掲げるとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、別表に掲げる附属機関のうち既に設置されている附属機関及びその委員（任期を含む。以下同じ。）は、この条例に基づく附属機関及びその委員とみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年12月25日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年3月28日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月25日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年9月23日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例施行の日以後最初に委嘱される在宅医療・介護連携推進協議会の委員の任期は、益田市附属機関設置条例第2条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年3月28日条例第4号）

（施行期日）

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年3月26日条例第5号）

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員の定数及び構成	委員の任期	表決方法
教育委員会	益田市立学校整備計画審議会	教育委員会の諮問に応じ、益田市立小中学校の整備及び校区変更等について審議し、及び答申すること。	1 5人以内 1 識見を有する者 2 保護者の代表者 3 関係諸機関の代表者 4 その他教育委員会が必要と認める者	2年	出席委員の過半数
	史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、史跡益田氏城館遺跡群の保存、整備、活用及び管理に関し必要と認める事項について調査審議し、及び答申すること。	1 5人以内 1 学識経験者 2 益田市文化財保護審議会委員 3 文化庁担当職員 4 島根県教育庁文化財課担当職員 5 その他教育委員会が必要と認める者	2年	出席委員の過半数
	益田市歴史を活かしたまちづくり検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、益田市歴史文化基本構想の策定その他歴史・文化を活かしたまちづくりの推進に関し必要な事項について調査審議し、及び答申すること。	1 5人以内 1 学識経験者 2 益田市文化財保護審議会委員 3 文化庁担当職員 4 島根県教育庁文化財課担当職員 5 その他教育委員会が必要と認める者	2年	出席委員の過半数
	益田市スポーツ施設あり方検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、本市区域内のスポーツ施設の効果的な活用に向けた事業運営の方針、計画等の策定に関し必要な事項について調査審議し、及び答申すること。	5人以内 1 学識経験者 2 益田市スポーツ推進審議会委員 3 その他教育委員会が必要と認める者	1年	出席委員の過半数

## ○益田市立学校整備計画審議会規則

平成6年8月1日

益田市規則第1号

改正 平成25年3月28日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市附属機関設置条例(平成25年益田市条例第13号)第3条の規定に基づき、益田市立学校整備計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の再任)

第3条 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第4条 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会の議事を整理する。

4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事に当たり、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要であると認める場合には、参考人に意見を求め、又は関係者に対して資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第22号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。